

特定非営利活動法人 J-p a l 定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 J-p a l という。

第2条 (事務所)

この法人は、事務所を大阪府大阪市に置く。

第3条 (目的)

この法人は、障害児・者とその家族が地域で安心して主体的に暮らしてゆけるよう支援活動を行うとともに、ノーマライゼーションの理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人と人が支えあって生きてゆける社会作りに取り組み、また、その福祉基盤を拡げ社会に貢献することを目的とする。

第4条 (活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に定める、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (5) 介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業

- (6) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (7) ノーマライゼーション促進援助事業
- (8) 人材育成事業
- (9) 障害児（者）の地域生活を支援する各種センターの設立と運営事業
- (10) 放課後児童健全育成事業
- (11) 障害者の就労支援のための事業
- (12) 居宅介護等従業者の養成研修事業
- (13) 介護員養成研修事業
- (14) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (15) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (16) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第6条 (種別)

この法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

第7条 (入会)

1. 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
2. 理事長は、前項の者の入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 (退会)

1. 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。
2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき。
 - (3) 除名されたとき。

第10条 (除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第11条 (抛出金品の不変換)

会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

第12条 (種別、定数及び選任)

1. この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3～10名
 - (2) 監事 1～2名
2. 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
3. 理事及び監事は、総会において選任する。
4. 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該職員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

第13条 (職務)

1. 理事長は、この法人を代表し、その職務を総括する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議会に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第14条 (任期)

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期は、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

第15条 (欠員補充)

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、沈滞なくこれを補充しなければならない。

第16条 (解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められたとき。
- (3) この法人の名誉を著しく損なうなど、役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

第17条 (報酬等)

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

第18条 (種別)

この法人の会議は、通常総会及び臨時総会とする。

第19条 (総会の構成)

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 各正会員は、等しく1個の議決権を有する。

第20条 (総会の権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任または、解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の金額
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要な事項

第21条 (総会の開催)

1. 通常総会は、毎年一回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
 - (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により召集したとき。

第22条 (総会の招集)

1. 総会は理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を、もって、開催日の少なくとも5日までに通知しなければならない。

第23条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第24条 (総会の定足数)

総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第25条(総会の議決)

1. 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。
3. 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

第26条 (総会における書面表決権等)

1. 正会員の表決権は平等なものとする。
2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ、通知された事項について書面をもって表決するか、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものと見なす。

第27条 (総会の議事録)

1. 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の内容及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が議長とともに署名又は記名押印しなければならない。

第28条 (理事会の構成)

理事会、理事をもって構成する。

第29条 (理事会の権能)

理事会は、この定款でさだめるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決に要しない業務の執行に関する事項

第30条 (理事会の開催)

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要とみとめたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

第31条 (理事会の招集)

1. 理事会は理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第32条 (理事会の議長)

理事会の議長は理事長があたる。

第33条 (議決等)

この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第34条 (理事会の議決)

1. 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議決事項は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
3. 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

第35条 (理事会における書面表決権等)

1. 理事の表決権は平等なものとする。
2. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ、通知された事項について書面をもって表決するか、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

第36条 (理事会の議事録)

1. 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人1名以上が議長とともに署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産、会計及び事業計画

第37条 (資産)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) そのほかの収入

第38条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第39条 (経費の支弁)

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第40条 (会計の原則)

この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第41条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。



第42条 (予算費の設定及び使用)

1. 前条に規定する予算には、予算超過または予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第43条 (事業報告及び決算)

1. 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、議会の承認を得なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第44条 (臨機の措置)

予算をもって定めるものの他、長期借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

第45条 (事業年度)

この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局等

第46条 (事務局等の設置)

1. この法人の運営に伴う事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
3. 事務局の職員は、理事長が任免する。
4. その他、事務局の組織及び運営は理事会によって決める。

第47条 (理事と職員の兼職)

理事は職員を兼職することができる。

第48条 (運営委員会)

1. この法人業務を運営するために運営委員会を置くこととする。
2. 運営委員は理事会にて選任する。
3. 運営委員会に関する必要な事項は理事会において定める。

第49条 (書類及び帳簿の備え置き)

事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第7章 定款の変更及び解散

第50条 (定款の変更)

この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

第51条 (解散)

1. この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁における認証の取り消し
2. 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第52条 (残余財産の処分)

解散後の残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に規定するものうちから、総会で定めるものに帰属させるものとする。

第8章 雑則

第53条 (公告)

この法人の公告は官報により行う。

第54条 (細則)

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。



附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員	入会金	個人	1,000円	/	団体	5,000円
	年会費	個人1口	500円	/	団体1口	5,000円
(2) 賛助会員	入会金	個人	0円	/	団体	0円
	年会費	個人1口	1,000円	/	団体1口	1,000円
3. この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、2006年3月31日までとする。

役職	氏名
理事長	斎藤 公宏
副理事長	杉本 登起子
同	白木 幹代
理事	近田 尚浩
同	KANTHA CHANDHRA
同	箸方 隆博
同	平本 のりこ
同	長井 美和
同	毛利 直子
監事	岩佐 貴美江

4. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。

原本に相違ありません

平成27年6月19日
特定非営利活動法人J-pak
理事 近田尚浩

